

茅ヶ崎市立浜須賀中学校

いじめ防止基本方針

茅ヶ崎市立浜須賀中学校

令和5年4月

茅ヶ崎市立浜須賀中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、いじめは学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうるものであり、子どもたちの周りにはいる大人たちが、いじめが行われなくなるよう見守るとともに、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関等が連携して取り組んでいきます。

(本校職員のいじめに関する基本的な姿勢)

- ①「いじめはどの学校、どの子どもにも起こり得るもの」という認識を持ちます。
- ②「いじめは人間として決して許されない行為である」という認識を持ちます。
- ③「いじめは今もどこかに潜在している」という姿勢を持ち続けます。
- ④いじめに関する情報は、即時に情報共有し、チームで対応します。
- ⑤家庭や地域、関係機関と連携を図り、複数の目で生徒を見守る体制をつくります。
- ⑥いじめ防止に関する生徒活動「スクールバディ活動」を全職員で支援します。

(いじめの禁止)

本校生徒は、いじめを行ってははいけません。

(学校及び職員の責務)

浜須賀中学校は、いじめが行われることがなく、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ①生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ②生徒が自主的に行ういじめ防止に関する生徒活動（スクールバディ活動）に対する支援を行います。
- ③地域との交流活動や行事、ボランティア活動等を通して、保護者や地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- ④いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ⑤生徒のわずかな変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒とかわかる時間をできるだけ多くするように努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ①いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - 生徒対象いじめアンケート調査 年2回（5月、10月）
 - 生徒対象学校生活アンケート 年2回（7月、1月）
 - 個人面談（教育相談）を通じた学級担任等による生徒からの聴き取り調査 年3回（7月、12月、3月）
- ②いじめ防止に関する生徒活動「スクールバディ活動」との連携を図り、生徒の相談内容によっては、教職員が支援します。
- ③生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - スクールカウンセラーの活用
 - 心の教育相談員の活用
 - いじめ相談窓口の設置
- ④相談・通報のあった事案は、担任・部活動顧問・学年主任・学年生徒指導担当を通して情報共有に努めます。
- ⑤いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ①いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ②いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ③いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ④いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ⑤いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ⑥はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ⑦いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ⑧犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、茅ヶ崎市教育委員会学校教育指導課及び茅ヶ崎警察署生活安全課少年係、神奈川県警少年相談・保護センター等と連携して対処します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

3 「いじめ防止委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止委員会」を設置し、学期に1回程度開催します。

なお、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

また、下部組織として「学年生徒指導担当者会」を設置し、1週間に一回、いじめを含めた生徒指導にかかわる情報交換会を実施します。

(1) 「いじめ防止委員会」の構成

構成員は校長、教頭、生徒指導担当、生徒支援担当、学年主任、養護教諭とします。なお、事案内容に応じて、第三者の参加を校長が要請します。

(2) 「いじめ防止委員会」の活動内容

- ①いじめ防止等の取組内容の検討
- ②基本方針・年間計画の作成と実行、検証、修正
- ③いじめの判断と情報収集
- ④いじめ事案への対応検討・決定

(3) 「学年生徒指導担当者会」の構成

構成員は校長、教頭、生徒指導担当、生徒支援担当、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

(4) 「学年生徒指導担当者会」の活動内容

- ①いじめ事案に関する情報交換
- ②いじめ事案への対応・検討
- ③いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、茅ヶ崎市教育委員会を通じて市長に報告し、教育委員会と協議の上、「緊急支援チーム」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「緊急支援チーム」の構成

構成員は校長、教頭、生徒指導担当、生徒支援担当、当該学年職員、教育委員会指導主事とします。

なお、事案内容に応じて、第三者の参加を校長が要請します。

構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 「緊急支援チーム」の活動内容

- ①発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ②調査内容について、被害生徒及び保護者への情報提供と説明
- ③茅ヶ崎市教育委員会への調査結果報告
- ④調査結果の説明について、被害生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提示

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

- ・いじめの早期発見に関わる取組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組みに関すること